様式第６号（第７条、第８条、第１９条関係）

|  |
| --- |
| 地質分析結果証明書　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　様分析機関名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環境計量士　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　年　　月　　日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第４６号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。（検体番号　　　　　　　　　　　　　　） |
| 項　　目 | 単位 | 測定値値 | 基準値 | 測　定　方　法 |
| カドミウム | ㎎／l |  | ０.０１ | 日本産業規格　K0102　55 |
| 全シアン | ㎎／l |  | 不検出 | 日本産業規格　K0102　38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く。)、昭和46環告第59号付表1 |
| 有機燐 | ㎎／l |  | 不検出 | 昭和49環告第64号付表1、日本産業規格　K0102　31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2) |
| 鉛 | ㎎／l |  | ０.０１ | 日本産業規格　K0102　54 |
| 六価クロム | ㎎／l |  | ０.０５ | 日本産業規格　K0102　65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170―7の7のa)又はb)に定める操作を行う。) |
| 砒素 | ㎎／l |  | ０.０１ | 日本産業規格　K0102　61 |
| 総水銀 | ㎎／l |  | ０.０００５ | 昭和46環告第59号付表2 |
| アルキル水銀 | ㎎／l |  | 不検出 | 昭和46環告第59号付表3、昭和49環告第64号付表3 |
| PCB | ㎎／l |  | 不検出 | 昭和46環告第59号付表4 |
| ジクロロメタン | ㎎／l |  | ０.０２ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.2 |
| 四塩化炭素 | ㎎／l |  | ０.００２ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）  | ㎎／l |  | ０.００２ | 平成9環告第10号付表 |
| １,２-ジクロロエタン | ㎎／l |  | ０.００４ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.3.2 |
| １,１-ジクロロエチレン | ㎎／l |  | ０.１ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.2 |
| 1,2-ジクロロエチレン | ㎎／l |  | ０.０４ | シス体にあっては日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.2、トランス体にあっては日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.1 |
| １,１,１-トリクロロエタン | ㎎／l |  | １ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 |
| １,１,２-トリクロロエタン | ㎎／l |  | ０.００６ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 |
| トリクロロエチレン | ㎎／l |  | ０.０３ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 |
| テトラクロロエチレン | ㎎／l |  | ０.０１ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5 |
| １,３-ジクロロプロペン | ㎎／l |  | ０.００２ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.1 |
| チウラム | ㎎／l |  | ０.００６ | 昭和46環告第59号付表5 |
| シマジン | ㎎／l |  | ０.００３ | 昭和46環告第59号付表6第1、第2 |
| チオベンカルブ | ㎎／l |  | ０.０２ | 昭和46環告第59号付表6第1、第2 |
| ベンゼン | ㎎／l |  | ０.０１ | 日本産業規格　K0125　5.1、5.2、5.3.2 |
| セレン | ㎎／l |  | ０.０１ | 日本産業規格　K0102　67.2、67.3、67.4 |
| ふっ素 | ㎎／l |  | ０.８ | 日本産業規格　K0102　34.1(34 の備考1を除く。)、34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の６図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、34.1.1c)(注(2)第3文、34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7 |
| ほう素 | ㎎／l |  | １ | 日本産業規格　K0102　47.1、47.3、47.4 |
| １,４-ジオキサン | ㎎／l |  | ０．０５ | 昭和46環告第59号付表8 |
| 農用地（田に限る。） | 砒素 | ㎎／㎏ |  | １５ | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和５０年総理府令第３１号）第１条３項及び第２条 | 含　有試　験 |
| 銅 | ㎎／㎏ |  | １２５ | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令（昭和４７年総理府令第６６号）第１条第３項及び第２条 |
| 水素イオン濃度指数 | - |  | ４以上９未満 | 地盤工学会基準JGS０２１１-２００\*「土懸濁液のpH試験方法」 |
| 検体の性状 | 形状 |  | 色 |  | におい |  |
| 備考 |  |

備考　１　「昭和４６環告第５９号」とは、水質汚濁に係る環境基準（昭和４６年環境庁告示第５９号）をいう。２　「昭和４９環告第６４号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第

６４号）をいう。

３　「平成９環告第１０号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成９年環境庁告示第１０号）をいう。